

# 第3回 東京家事調停協会と弁護士会との意見交換会

【家事法制に関する委員会 委員長】  
中本 有香 Nakamoto Yuka(61期)

2024年10月2日午後4時から午後6時まで、弁護士会館において、第3回東京家事調停協会と弁護士会との意見交換会が開催されました。

## 意見交換会の開催趣旨と参加者について

本会の開催趣旨は、家事調停事件に関し、手続代理人となる弁護士と、家事調停委員との情報交換により、認識を共有し、相互理解を深め、家事調停のよりよい運用を目指すことにあります。東京家事調停協会と弁護士会では、今回が第3回の開催となり、家事調停協会から21名の調停委員、弁護士会から15名(東弁の会員を含む)が参加しました。

## 意見交換のテーマについて

本交換会においては、まず、前半の70分間で、調停委員3名、弁護士2名から構成される7組のグループに分かれ、グループ討論を行いました。本年は大きなテーマを「面会交流調停」についてとし、以下の小テーマについて意見を交わしました。

- 1 調停進行の工夫・成功例・苦労したこと
- 2 調査官・裁判官との連携及びそれぞれの役割分担
- 3 面会交流における代理人・本人の在り方
- 4 子の利益に配慮した面会を進めるための工夫
- 5 施行面会について調停をするにあたり考えていること、感じている傾向

後半(45分間)のグループごとの発表において、各テーマごとに次のような意見が出ておりましたので、ご紹介させていただきます。

## 1 調停進行の工夫・成功例・苦労したこと

### 【調停委員】

- ・面会交流調停の申立て段階における情報が調停委員からすると非常に少ない。初期段階から情報が充実している方が調停委員としても色々と対応が考えられる。早期に事情を把握できるように申立てにおいて書面で事情を伝えることも検討してみてはどうか。
- ・面会交流調停は長期化する傾向にはあるが、期日を可能な範囲で短い間隔で入れたり、書面の提出を1週間前と決めて、出てこない場合には書記官か

ら催促してもらう等、円滑な進行の工夫をしている。

- ・一方で、面会交流は双方感情的になっていることもあり、時間が必要なケースもある。
- ・面会を継続することで、将来、別途大学等学費が発生する場合に別居親から援助を受けられるという利点はある。このことを当事者に代理人からも話してもらえるとよいのではないか。
- ・調停委員として、同居親の凝り固まった気持ちに対して、違うことを考えてみてくださいと最初からは言わない。争点整理として、あなたはこう思っているんですねと寄り添いながら、相手の考えも伝え、最終的には双方意見の違いを示し、調停で合意できなければこうなるという説明をして、難しいけれども調整していく。
- ・当事者の一方が外国籍であるケース等は、そもそもの考え方方が異なり進行に苦労する。

### 【弁護士・調停委員双方】

- ・離婚・婚費・養育費等他の事件と並行して進んでいるケースでは、経済的な婚費等が優先されて話し合われ、面会が後回しになることもあります、進行をどうすべきかは悩ましい点もある。

## 2 調査官・裁判官との連携 及びそれぞれの役割分担について

### 【弁護士】

- ・代理人として、調査官に早くに入っていた方がよいと考えるケースでもなかなか入ってもらえないことがあると感じている。
- ・相手からの条件提示は受け入れられないが、調停委員会から、こういう案もあるのではという形で伝えられると受け入れられやすいこともある。

### 【調停委員】

- ・代理人が、当事者に、調査官はどういった人か(子どもについて一定の知識がある専門家等)説明し、調査官が話しやすい環境を整えてくれると、調査官の話が当事者に伝わりやすい。
- ・調査官調査が当事者の思った通りのものではないことが多い。代理人から、又は調停委員から、折を見て、調査報告は思ったとおりのものが出てこない可能性もあることを当事者に示唆し、当事者が調査報告を受け入れられる下準備をしておき、その準備ができた段階で調査を行う必要もある。

- ・面会交流調停における裁判官の関わり方は裁判官により異なるが、この事案はこのように進めていきましょうという助言等は評議で行われている。
- ・調停委員会と代理人が対立するのではなく、共同作業で合意形成を進めるという形を目指せるとよい調停になるのではないか。

### 3 面会交流における代理人・本人の在り方について

#### 【調停委員】

- ・代理人が受任の段階から見通しを立て、面会をするメリットを当事者に説明し、必要に応じて難しいことは難しいと説得してくれると円滑に進む。
- ・まとまらないのであればすぐに審判で結構だと主張する代理人もいるが、面会交流は微妙な調整や配慮が必要なところがあり、必ずしも審判手続に移つた方がよいというわけではないのではないか。
- ・感情的に対立している当事者に肩入れするあまり、代理人も当事者化してしまい、代理人自身が頑なで攻撃的になる場合がある。
- ・代理人同士が対立しており、相手に勝たなければならぬという姿勢で対応していると調停が難航する。
- ・代理人と当事者とのコミュニケーションがあまり取れていないのではと感じるケースもある。
- ・本人が体調不良等で出席できないときに、代理人と調停委員で話すことができ、進め方のヒントを得られたケースもある。

### 4 子の利益に配慮した面会を進めるための工夫

#### 【弁護士・調停委員双方】

- ・皆「子の利益」というが、双方の当事者が、それぞれ自分に都合のいいように「子の利益」を主張していることもあり、何が本当の「子の利益」なのかが分からぬことが多い。調停委員会も、代理人も、事案に応じて「子の利益」を考えた上で対応する必要があるのではないか。
- ・間接交流の方法として、昔は手紙や写真があったが、今では、SNSを利用した交流、メール、動画、オンライン会議システムにより面会する、といった色々な方法が出てきている。うまくいく方法やうまくいかない方法もあるため、方法の検討や情報交換も必

要ではないか。

- ・子どもにも、部活動や習い事があり、そちらを優先したい等、子どもが面会に消極的なケースもある。そういう場合に、子の意向に反して面会を進めるのはどうなのか。子どものことを第一に考えて面会を進めるべきではないか。
- ・調停成立後にも面会が継続できるように、子どもの個別の事情に配慮しながら条件面を詰める必要がある。
- ・調停で決まったからと渋々面会に送り出すといった態度は子が敏感に感じるので、当事者に、子のために冷静に対応すべきということを理解してもらう必要がある。

### 5 試行面会(期日間に主に代理人間で行われる試行的な面会)について

#### 【弁護士】

- ・双方代理人が就いている場合の、期日間の試行面会について、調停委員会からいついつまでにやってみましょう、といった働きかけをしてもらえると代理人として動きやすい面がある。
- ・試行面会を行うには休日の付き添いや、受け渡しの対応等、代理人に負担がかかる懸念がある。

#### 【調停委員】

- ・第三者機関について、当事者や代理人から、その機関がどのような機関で、どのような形で援助が受けられるかなどの情報提供を積極的にしてもらいたい。

#### 継続的な意見交換会の実施を目指して

前記のような意見があり、グループ討論は各グループそれぞれ大変盛り上がり、活発な意見交換がなされました。協議会の後の懇親会も、忌憚のない意見交換が続き、楽しい時間となりました。

共同親権の導入を始めとする改正民法の施行が2026年に迫っています。面会交流調停も法改正の影響を受け、需要が高まる一方、双方の主張のさらなる対立により円滑な進行が困難になることも予想されます。来る荒波の中において、調停委員と弁護士の相互理解を深めることで、よりよい家事調停の実施を目指すため、当会の家事法制に関する委員会が中心となり、今後も継続的に意見交換会を実施したいと考えています。